

射水市総合計画審議会 第3回未来部会

会 議 録

平成25年12月2日(月)

射水市総合計画審議会 第3回未来部会

日 時：平成25年12月2日(月)午後2時～

会 場：射水市役所小杉庁舎303、304会議室

【議事日程】

- 1 開 会
- 2 部会長あいさつ
- 3 射水市総合計画審議会第2回未来部会会議録の確認について
- 4 射水市総合計画基本計画素案の修正について
- 5 そ の 他
 - ・第2回射水市総合計画審議会の日程について
- 6 閉 会

〔敬称略、順序不同〕

【出席者】

< 委 員 >

部会長 成 瀬 喜 則（富山高等専門学校副校長）
垣 内 恵 子（射水市 P T A 連絡協議会監事）
佐 伯 日 登美（大門地区地域審議会）
島 倉 文 則（下地区地域審議会）
野 上 習 次（公募委員）
和 田 朝 子（射水市芸術文化協会理事）

< 行政部局 >

結 城 正 斉（教育長）	肥 田 幸 裕（議会事務局長）
竹 内 直 樹（市長政策室長）	村 上 欽 哉（行政管理部長）
山 崎 毅（会計管理者）	堀 俊 之（監査委員事務局長）
橋 詰 通（教育次長）	稲 垣 和 成（行政管理部次長）
岡 本 昭 彦（検査室長）	松 長 勝 弘（まちづくり課長）
島 木 康 太（総務課長）	倉 敷 博 一（人事課長）
岡 部 宗 光（財政課長）	大 西 誠（管財課長）
稲 垣 一 成（課税課長）	前 田 豊（納税課長）
松 本 正 志（市民・保険課長）	安 吉 俊 和（営繕課長）
谷 口 英 和（会計課長）	島 田 治 樹（生涯学習・スポーツ課長）
渡 辺 信 之（監査委員事務局次長）	北 辰 巳（子育て支援課長補佐）
塩 谷 明 永（学校教育課長補佐）	小 見 光 子（社会福祉課障がい福祉係長）

事務局

明 神 栄（市長政策室次長）	一 松 教 進（政策推進課長）
中 川 一 志（政策推進課長補佐）	助 田 綾 乃（政策推進課主任）
笹 川 栄 司（政策推進課主任）	笠 間 正 和（政策推進課主任）
黒 梅 康 弘（政策推進課主任）	竹 口 亜 希（政策推進課主事）
白 石 友 樹（政策推進課主事）	

1 開 会

【事務局】

ただいまから射水市総合計画審議会第3回未来部会を開催いたします。

本日の会議の出席者につきましては、お手元の席次表のとおりとなっておりますのでよろしく願いいたします。

では、会議に入ります。部会長、議事進行をよろしく願いします。

2 部会長あいさつ

【部会長】

本日は、お忙しいところ、第3回目の未来部会にお集まりいただきましてありがとうございます。

前回の未来部会では、主に基本計画素案について協議いただきました。「将来の姿」、「現況と課題」、「目指す方向」、「施策の内容」といった基本計画を構成するそれぞれの内容について、様々なご意見や専門的なお立場からのご指摘も頂戴いたしました。

本日は、委員の皆様方からいただいたそれらのご意見を踏まえ、基本計画の素案においてどのように対応したかということについての資料が事務局から提出されております。そのことを中心に協議させていただきたいと思います。

未来部会における協議は、予定では今回が最後です。この未来部会の基本計画案として、より良いものを次の全体審議会での報告につなげていきたいと考えておりますので、委員の皆様から活発なご意見をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

3 射水市総合計画審議会第2回未来部会会議録の確認について

【部会長】

それでは、次第に基づき会議を始めたいと思います。まず、次第の3ですが、「射水市総合計画審議会第2回未来部会の会議録の確認について」です。事前に、資料1として会議録をお配りしておりますが、ご一読いただいているかと思えます。事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、資料1「射水市総合計画審議会第2回未来部会会議録」でございます。今ほど部会長からご説明がありましたように、委員の皆様には事前にご一読いただいていると思いますので、内容についてご確認をいただくという形で進めさせていただきたいと思っております。

なお、前回は申し上げましたが、会議録の公表についてでございますが、審議会運営要領に基づきまして、委員のお名前を記載せずに公表いたしますので、この点もあわせてご確認いただきたいと思います。事務局からは以上でございます。

【部会長】

ありがとうございます。今の説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

(質疑なし)

【部会長】

ご意見がないようですので、会議録については了承とさせていただきたいと思います。

4 射水市総合計画基本計画素案の修正について

【部会長】

続きまして、次第の4「射水市総合計画基本計画素案の修正について」です。事務局から資料に基づき説明をしていただきますが、進め方につきましては、前回の部会と同様にある程度まとめて説明をしまして、一旦区切りを入れて、その後、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

私から、基本計画の素案の修正についてご説明いたします。時間的に長くなるものですが、申し訳ありませんが座って説明させていただきます。

まず、お手元に資料2として基本計画の素案をお示ししております。これにつきましては、前回の委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、事務局で検討し、修正すべき箇所は修正した形で今回お示ししております。もう1点ですが、資料3ということで、A4の横長の資料があると思いますが、これにつきましては、前回の第2回の審議会において委員の皆様からいただいたご意見、ご提言が左側、これに対して事務局側でどう対応したかについてを右側に記載しております。この資料3に沿った形で、章ごとに説明をさ

せていただきます。

まず、資料3の1ページの上になりますが、基本計画素案の4ページをお開きください。第1部、第1章、「第2節 学校教育の充実」についてです。これについての委員からのご意見は、「日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況」のグラフの中の「タガログ語」について、現在の計画では「タガログ語（・英語）」と表記されている。「英語」の表記は、なぜなくなったのかということでございます。その対応として、基本計画素案の5ページ目の下の円グラフをご覧ください。網掛けしたところがありますが、「タガログ語（公用語 英語）」という形で「英語」を追加修正させていただきました。

続きまして2つ目になりますが、委員のご意見として、少子高齢化の中にあって、子ども達にボランティアの必要性をじっくりと教えていくことが必要であり、記載してあるのはボランティアや地域からの支援を受けることばかりである。ボランティア活動をさせることや教えることを表現の中に入れてもらいたい、ということございました。これにつきましては、資料3の右側におきまして、各学校においては色々なボランティア活動に取り組んでおり、また、学校の敷地内の除草などは、地域の方々にやっていただいているケースがある。その姿を見て、子ども達に何かを感じてもらうことも考えており、子ども達が主体的にボランティアを行うことは必要である、としております。また、これに対応する施策として、基本計画素案の7ページをご覧ください。第2の1の(1)の「ア 自然体験・生活体験、ボランティア活動の推進」を記載しておりまして、ここにそのようなニュアンスが反映されているということで基本計画素案の見直しは行わないとし、お示した施策の中で推進していくということであります。

続きまして3つ目になります。委員からのご意見としては、小学生はあいさつ運動を多く行っている。中学生においては、服装の乱れが非行に走る第一歩であると思われる。あいさつ運動を取り入れていただきたい、というものでした。これにつきましては、基本計画素案の9ページをご覧ください。一番上に、「4 道徳教育の推進」と記載しております。中学校においてもあいさつ運動は月2回程度実施し、別途生徒会でも取り組んでいるとしており、今ほどの施策の第2の「4 道徳教育の推進」において総合的に取り組むということで、素案については変更しないということであります。

続きまして4つ目になります。小学校や中学校では地域との交流を色々行っている。子ども達の取組を親や地域の人が知らないということが大きなギャップである。学校での取組をケーブルテレビなどでも紹介してはどうか、というご意見でございました。これに

つきましては、基本計画素案の11ページをお開きください。今回新たに、ケーブルテレビ等を活用するというので、施策の第7の1の(1)の「オ 学校の取組を周知・PR」を追加させていただきました。

続きまして1ページの一番下になりますが、新しい庁舎が建った時に、新しい校区割や地区割りを何か考えているのか。今のままでは、旧市町村独立性がずっと続いてしまう。行政地区の理想を市として持っていてよいのではないか、というご意見がございました。これについては、学校の区割りにより自治会を割ってしまうと自治会運営の面で難しい問題があり、踏み切れない課題である。問題意識を持っており、ご指摘の趣旨を踏まえ下記のとおり検討するというので、基本計画素案の13ページ、施策の第1の2の「(5) 児童・生徒数の変化に伴う学校の通学区域や統廃合の検討」をするということであります。それからもう1点ですが、地域振興会にはそれぞれの歴史や経過があり、それぞれで地域のために取り組んでいただければと考えている。その後の経過において、区割り等の見直しの必要性があれば研究することとしております。

第1章については以上です。

【部会長】

ありがとうございます。第1章について、対応一覧表をご覧いただくと、前回は5カ所ございました。それにつきまして、修正、追加、既に盛り込まれているところで対応したいというご説明がございました。この件についてはよろしいでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

よろしいようですので、続きまして第2章をお願いします。

【事務局】

それでは、第2章、生涯学習、文化、スポーツ関係の施策になります。資料3の2ページ目になります。基本計画素案では18ページをお開きください。「第1節 生涯学習活動の推進」であります。委員からのご意見といたしましては、ボランティアの団体数が増えていないということ、ボランティアは必要だがボランティアの方々自身が育成に携われないという現実があるということ、この素案ではボランティアを作り上げる態勢が見えてこないということ、ボランティア連絡協議会ではなく市で養成講座などに取り組んでいただくとボランティア人口が増えるのではないかと、というご意見がございました。これにつきましては、まず、基本計画素案の20ページをご覧ください。施策の第1の2の「(2) 指導

者ボランティア等の確保や養成研修機会の拡充」と記載しております。ここで反映されているということをご理解をお願いします。もう1点は、21ページであります。一番下に「4 図書館機能の充実」がありますが、そこにおいても図書館ボランティアの支援・育成を図っていくということとしております。また、この未来部会以外のことではあります。資料3の2ページ目の左側をご覧ください。上から4行目、福祉関係でも、それぞれの中でボランティアについては、育成・支援ということ盛り込んであります。例えば「第1章 元気な子どもを育むまちづくり」においては、「子育て支援ボランティアの育成・支援」、基本計画素案では58ページになりますが、こういったものを記載しております。スポーツ関係についても「スポーツボランティアの養成と活用」、健康づくりにおきまして「健康づくりを担うボランティアの育成」、それから「高齢社会対策の推進」では、「自主的な社会貢献活動の促進」といった形で、各々でボランティアの育成について反映しており、基本計画素案は変更しないということをご理解をお願いします。

それから2つ目になりますが、委員からのご意見としましては、これからは地域間の交流が必要と考えるが、若い人や子どもが交流する施設がほとんどないということ、自然の中で子どもに宿泊体験をさせる生涯学習施設があれば良いと思っており、海の近くでもいいので実施計画の中に盛り込んでいただきたい、というご意見がございました。これにつきましては、基本計画の16ページをお開きください。「第3 地域における教育の充実」ということで、地域の自然や教育文化施設、郷土の伝統芸能等を活用した体験学習や交流を促進するとし、この中で反映されているということ、基本計画素案については変更しないということをご理解をお願いしたいと思います。

最後の3つ目になりますが、委員からのご意見として、「トップアスリートの育成」とあり、2020年に東京オリンピックが開催されるが、ある意味目標ができたと思う。具体的なものを想定しているのか、ということがございます。これにつきましては、基本計画素案の26ページをご覧ください。「スポーツ・レクリエーションの推進」において、「目指す方向」の一番上に記載してありますが、「射水市スポーツ推進計画」を今年度作成しております。競技力の向上については、具体的なことについて、これから計画の中で盛り込んでいきたいと考えております。

この章につきましては、以上です。

【部会長】

ありがとうございます。ボランティアにつきましては、この部会と他の部会でも色々な

分野で扱われているということで、この対応表をご覧いただければおわかりになるかと思
います。それから、「トップアスリートの育成」は、射水市スポーツ推進計画に基づいて具
体的に推進していくということで26ページに盛り込んであるということになります。第2
章ですがご意見があればお願いいたします。

(質疑なし)

【 部会長 】

よろしいでしょうか。それでは第3章にいきたいと思います。

【 事務局 】

続きまして第3章です。男女共同参画あるいは人権に関連した章になります。基本計画
素案においては28ページからになります。お聞きください。

まず1点目ですが、委員からのご意見として、射水市男女共同参画推進委員会の会長か
ら、今の進め方では限界があり、協働のまちづくりの中でやるべきであるとお聞きしてい
る。男女共同参画推進員がそれぞれの地域で選ばれ活動しているが、それだけではやりに
くく、地域振興会という組織の中で役員の中に入って取り組むような体制にしないと推進
できないのではないか、というご意見でございました。これにつきましては、基本計画素
案の29ページの「第1 男女共同参画意識の普及啓発」に文章が書いてありますが、一番
下、「地域におけるリーダーの育成を図る」ということも記載しており、この中で反映され
ているということでご理解をお願いしたいと思います。具体的な方策については、ご指摘
の趣旨も踏まえまして、男女共同参画審議会や担当課との協議により検討していきたいと
考えております。

続きまして2つ目のご意見であります。委員からのご意見として、「第2 あらゆる分野
への女性の多様な能力活用の促進」の中で、「女性の意識啓発」とあるが、男性の意識啓発
も含めて考えるべきものである。また、射水市男女共同参画推進条例や基本計画には、国
際社会との協調ということが書かれており、整合性についても考えていただきたい、とい
うご意見がございました。これにつきましては、30ページになります。「(2) 女性の意識
啓発や能力発揮のための女性人材育成の積極的支援」とありますが、ここについては修正
漏れがございます。「女性」を「男女」という形で修正をお願いしたいと思います。「男女
の意識啓発や女性の能力発揮のための女性人材育成の積極的支援」に修正するといった形
で対応したいと思います。それからもう1点ですが、上から4行目、「(2) 国際理解・国
際交流の推進」として、今のご意見を踏まえまして追加したいと考えております。

続きまして3つ目であります。委員からのご意見として、今回の部会の出席者を見ると審議会委員は男女が大体半数ずつだが、市側の部局長、次長、課長には女性が一人もいない。市役所自体が男女共同参画意識に乏しいのではないか。施策のその下の具体策になるかもしれないが考えていただきたい、ということでありました。これにつきましては、資料3にありますとおり、審議会等への女性の登用率については約3割、県内ではトップクラスであり、市職員については、議会においても女性の管理職への登用が低いというご指摘があったが、現在は年齢的に女性の管理職員がいない端境期でもあり、今後とも女性の管理職への積極的な登用に取り組んでいく、としております。今回は基本計画の中身は変更しないということをご理解をお願いしたいと思います。

続きまして4点目であります。委員からのご意見としては、DVは色々な事件となっているストーカーにもつながると思う。「ストーカー」という言葉を入れることはできないか、ということでありました。これにつきましては、資料3にありますとおり、ストーカーはストーカー規制法で規制され、警察で相談窓口を設けるなどの対応をしている状況である。これについては安心部会になりますが、基本計画素案の96ページをお開きください。他の節の「交通安全・防犯対策の推進」の「現況と課題」において現況として反映するとし、あくまでも犯罪という認識のもと、「現況と課題」にありますとおり、「つきまとい」という語句を追加したいということでありました。また、対応策といたしまして97ページに「第2 地域防犯活動の推進」とあり、あくまでも市でできる範囲ということで、地域防犯活動を地域と連携して取り組んでいくということをご理解をお願いしたいと考えております。

続きまして4ページ目をお開きください。委員からのご意見として、成年後見人制度についてのものです。後見人は一般の人もなることができるので、この制度を身近に定着させることも大切かと思う。今後、ますます重要になってくると思われるので、高齢者の人権尊重という点でこの点について追加できないか。地域の人を地域で守るという姿勢を強く見せるという点から、成年後見人を育成するというような記述にまで踏み込んでいただきたい、というご意見がございました。

これについては、基本計画素案の32ページをお開きください。第1の「2 人権擁護体制の充実」の「(2) 児童や障がい者、高齢者、外国人等の権利擁護対策の充実」に反映されているということをご理解をお願いいたします。また、各施策についてですが、これは安心部会になりますが、福祉のほうでもそれぞれ「市民後見人の育成」ということで、今回追加させていただいております。66ページをお開きください。「高齢社会対策の推進」の

節ですが、上から2行目に新たに「市民後見人の育成」と追加させていただきました。さらに73ページをお開きください。「障がい者福祉の充実」の節の中で、今回新たに3の「(4)市民後見人の育成」を追加させていただいたところであります。ここで反映されているということでご理解をお願いします。

【部会長】

ありがとうございます。第3章につきましては、今の項目を入れ5項目でございますが、いかがでしょうか。他のところで扱われているというところもありましたので、それも含めご意見をいただければと思います。

【委員】

前回の意見としまして、成年後見人制度の定着といいますか、後見人の育成について意見を申し上げましたのですが、適正に反映していただきまして、どうもありがとうございました。

【部会長】

ありがとうございます。それでは、次のところに移らせていただきます。今度は第5部になります。

【事務局】

それでは、第5部です。まず、基本計画素案では34ページの「参画と協働によるまちづくりの促進」です。

第1点目、委員からのご意見といたしましては、射水市では協働のまちづくりが進んでいるため、目指す見本というものは無いかもしれないが、各種の団体が地域振興会の一員として参画できるかという点ではもっとできるのではないかと、というご意見がございました。これにつきましては、36ページをご覧ください。上から2行目になります。「2 市民協働・市民活動の促進」の「(1)地域振興会によるまちづくり活動の促進」で反映されているということで、今回素案については修正しないということでご理解をお願いしたいと思います。

続いて2点目ですが、「参画を促進する体制づくりの推進」で、広聴の関係であります。委員からのご意見として、「市民が主役のまちづくり」とあるが、広報、広聴活動や出前講座、タウンミーティングなど、行政側から市民に向けてのイメージで書かれている。中身はそのままでもよいが、市民が主役というイメージを与えられるような市民目線の書き方ができないか、というご意見がございました。これにつきましては、38ページをお願いし

ます。施策の第1「参画を促す体制づくりの推進」としてありましたが、「市民の参画を支援する」と、市民の主体性を踏まえた表現に修正させていただきました。この修正で反映されているとご理解をお願いします。

ご意見の3点目ですが、射水市においては高等教育機関があり若い人がたくさんいるということで、地域との交流、学生同士の交流、地域活動への参画などにより、拠点があって誰かが旗を振ることで射水市に新たな活気が出る。早急に体制の整備に努めていただきたい、というご意見がございました。これにつきましては、基本計画素案の40ページから41ページになりますが、新たに今回の見直しで「学生が参画するまちづくりの推進」を追加いたしましたので、基本計画素案については変更しないということをご理解をお願いいたします。

【部会長】

ありがとうございます。ここでは、前回意見があったところについて、38ページで追加していただけたということになるかと思います。こういう表現にさせていただきましてありがとうございます。このところについてはいかがでしょうか。

(質疑なし)

【部会長】

それでは最後になりますが、第2章をよろしくをお願いします。

【事務局】

それでは、行政サービス・行財政改革といった章でございます。基本計画素案では43ページからになります。

まず第1点目、委員からのご意見としては、外部監査制度については専門家の目線でチェックをしてもらいたい。検討ではなく、近い将来導入するということで対応してもらいたい、というご意見がございました。これにつきましては、現在、外部監査制度が義務づけられているのは県内自治体では富山県と富山市であり、他市においては検討中という状況である。今後の他市の進捗状況等を踏まえ、費用や効果等についても研究するなど、外部監査制度導入の検討も含め、より一層の監査制度の充実に努めるということでありまして、施策については45ページになりますが、第3の1の「(2)外部監査制度導入の検討」ということで、変更しないことをご理解をお願いしたいところであります。

続いて2点目、46ページです。「健全な行財政運営の推進」についてであります。ご意見としては、公共施設の統廃合や職員の意識改革と書かれてあるが、市民の意識改革から始

めなければならない。5市町村が合併し、体育館や図書館がそれぞれにあり、そのまま使用されているが、いかに旧5市町村の垣根を取り外していけるかということであり、強く書かなければいけない、というご意見がございました。あわせて、次のご意見になりますが、行革についてしっかりとPRするなどの努力をしないと、住民の意識は一向に変わらない。痛みを市民と分かち合うようにしなければいけない、といった意見もございました。これらについては、基本計画の47ページ「目指す方向」であります。行財政改革の進展には市民の理解と信頼が不可欠であり、本市の行財政運営に関する情報の共有が大切である、という文言をつけ加えさせていただきました。また、情報公開を強化しなければいけないというご意見もありました。少し戻りますが、基本計画の45ページ、第2の2の「(2)行財政運営の実施状況等に関する情報提供」の中で反映されているということをご理解をお願いします。

次に、第4点目になります。委員からのご意見としては、「人材育成基本方針」の中身はわからないが、男女共同に関する記述がない場合、ここで触れたほうがいいのか。女性の幹部職員の育成について匂わせる言葉を入れていただきたい、というご意見がございました。これにつきましては、「人材育成基本方針」において、女性職員の登用や「射水市特定事業主行動計画」に基づくサポート体制づくりについて示しており、組織全体で推進しているということ、また、人事評価制度においては、男女の隔たりのない有能な人材の採用、能力を最大限に発揮できる適材適所の職員配置、能力・業績に対する公平・公正な評価を行っているところであり、施策の48ページ、第1の3の「(1)人材育成の充実」で反映されているとして変更しないことをご理解をお願いしたいと思います。

最後になりますが、基本計画素案では48ページになりますが、一番下の「6 文書管理システムの構築」の「(1)システム化に向けた文書の分類や保存年限等の適正な管理」とあるが、保存年限を管理するという意味なのか、という意見がございました。これについては修正をいたしました。あくまでも保存年限等に基づいた適正な管理ということで、「保存年限に基づいた」という文言に修正させていただきました。

【部会長】

ありがとうございます。ここでは、47ページの「目指す方向」を一部修正、追加をしていただいたということでございます。ありがとうございました。それから、48ページも文言を修正されたということでございます。いかがでしょうか。

【委員】

45ページの「第4 高度な政治倫理観の維持」があります。これにつきまして、1の「(1) 射水市政治倫理条例の周知」と結んでいるのですが、現在ある条例の周知が高度な政治倫理観の維持になるとは思えません。政治倫理観というのは市長さんや議員さんに関係するわけですので、なかなか市当局も表しにくいといいますが、やりにくい部分かと思えます。例えばもう少し踏み込んで、第三者委員会をつくるような検討が必要ではないでしょうか。また、市民の中では、この政治倫理について色々と言っておられます。外部監査制度と同様に、第三者のチェックといいますが、専門家のチェックといいますが、そのような角度で少し充実していただきたいというのが私の意見でございます。

【部会長】

ありがとうございます。今のお話は、政治倫理観を維持するためには、第三者のチェック等が必要なのではないかとということでございますか。

【委員】

はい。ただ、条例の周知と高度な政治倫理観の維持というのは、どうも結びつかないのではないかと思います。様々な制度があり、これについては色々な意見があるところでございます。

【部会長】

これにつきまして、事務局、いかがでしょうか。

【市担当部局】

政治倫理については、現在お示ししている節にふさわしいかどうかということも検討したのですが、ここに記載させていただいております。高度な政治倫理観と、この条例の結びつきという部分も含め検討させていただきたいと思いますが、ただ、政治倫理条例の中で政治倫理審査会という外部の組織が規定として設けられておりますので、何か疑念が生ずれば、審査会の中で審査するというシステムになっております。なお、参考までに、現在ある条例については、合併前の旧小杉町の条例を暫定施行しておるような状況であり、今後の対応として、新しい条例をつくるのかどうか、そういうことも含め検討しているところです。ご理解をよろしく願いしたいと思います。

【委員】

どうもありがとうございました。今のご説明のとおり、今は旧小杉町の条例を準用しておられるということでございます。私もよくわからないのですが、そういう観点から、新しく市になったのですから、もう少し大局的な見地で、また専門家の意見も取り入れなが

ら、適正な射水市が誇れるような政治倫理条例をつくっていただき、これをまた適切に見直し等を含め、対応していただきたいと思っております。巷ではこの問題が色々な形で言われておりますので、特に議員さんや市長さんに関する問題でございますので、市当局としてもしっかりとした対応をお願いいたします。以上でございます。

【部会長】

どうもありがとうございました。一応、今のお話で進めていただければと思います。他に何かございますか。

(質疑なし)

【部会長】

一応これで、この部会で前回いただきましたご意見、ご提言に対する対応を事務局から説明をしていただきました。全体にわたりまして、この部会はこれで最後でございますので、何かございましたらお願いいたします。

【委員】

51ページの上から7行目に、GISという言葉がありますが、これには注釈がありません。付けていただきたいということと、もう1つ、注釈がないということで下の注釈を読んでおりました。そこで少し気づいた点が何点かございますので、検討していただければと思います。

1つは、例えば4ページ目、教育振興基本計画ということで5行にわたって色々と説明されているのですが、もう少し短くしてもいいのではないかなというのが1つ。あくまで注釈ですので、こんなに詳しく説明する必要があるのかどうかということです。また、11ページの「(1) 学校での情報教育の推進」の「エ ICTを活用した学習の推進」、それと「2 英語教育の推進」の「(2) 外国語指導助手(ALT)による英語指導の充実」と、ご覧になってわかるように、書き方が少し違います。例えばALTだけにするのか、外国語指導助手という言葉は抜いてしまうのか、ICTと同じように書くのか、また、例えばICTのところは下の注釈からいけば、情報通信技術(ICT)と書くべきなのか。そういう意味での統一をしていただければいいのではないかと感じます。

それともう1点ですが、他の部会のものも見ていたのですが、他の部会は体言止めで書いてある注釈が意外と多いです。例えば76ページでは、「作成するシステム」で終わっているものがあります。ここには「。」が体言止めですので、それがないのでしょうけれども、ところが4ページからのこの章は文章になっています。そういう意味では、計画書として

まとめる時に、しっかりと統一して直されたらいいのではないかという点があります。

また、注釈が全体的に前回の資料に比べるとものすごく多いです。例えば先ほど説明しました11ページの外国語指導助手（ALT）は、新聞を見ますと、もう何も書いていないです。ですから、少し省いて、例えばこのページでいけば、ICTの前に、例えば「情報通信技術（ICT）」と書けばよいですし、12番と13番の説明を省くような努力をしないと、昔は教科書でしたらこれくらい注釈がありました、普通の計画書でこれだけ注釈があるというのはあまりないと思います。これだけ書いてあればものすごくわかりやすいのですが、少し注釈が多過ぎるのではないかというのが私の意見ですので、それを見直していただければと考えております。

それと最後に45ページ、これは注釈とは関係ないのですが、「第5 射水らしさの定着」で、「射水市民の歌等」と書いてあるのですが、他に何かあったとしても1つか2つだとすれば、具体的に何か書かれたほうがいいのではないかという気がします。それが私の意見です。

【部会長】

ありがとうございます。注釈にかかわることが主なご提案だったかと思いますが、どうでしょうか。11ページでICT、それからALT、その様な語句の表記の統一というご指摘もございました。1回目の時に、ちょっと言葉がわかりにくいということもありまして、事務局で対応していただいたのですが、注釈をもう一度精査することは可能でしょうか。

【事務局】

ただいまの意見につきまして、例えば4ページの部分ですが、確かに文章という形で教育振興基本計画を説明しているところでございます。おっしゃるとおり、短くすることも可能ですので、注釈全体についてもう一度精査といえますか、見直しをさせていただきたいと思います。なお、これにつきましては、できましたら、事務局と部会長さんのやりとりの形で進めさせていただければと思います。

【部会長】

今のご提案に対しまして、どのように注釈を持っていくかということにつきまして、ご一任いただけますでしょうか。

【委員】

結構です。

【部会長】

部会としては、もう諮ることを今回で終わりにしたいと思っていますので、注釈のあり方につきましては、お任せいただきたいと思います。よろしくお願いします。

【委員】

市の芸術文化協会から来ている者としての要望なのですが、協会からは射水市の美術館の設立を要望されておりました。というのは、小さいスペースでもいいから常設の展示場が美術館の中にあり、今までの美術品の保存、大切な美術品もあることですから、しっかりと保存していただきたいという意見がありました。それをお伝えしたいと思います。

また、23ページですが、「第1 芸術文化活動の推進」の「1 音楽、絵画、演劇等の鑑賞や体験の機会の充実」とありますが、その中で未来の子ども達にとって、高度な文化の薫り高い芸術鑑賞については触れられていないと思います。いつも思うのですが、有名な音楽家、演劇人など色々な人が来られますが、文化ホールの活用にしても、3階はいつも空いています。そこを中学生以上の子ども達は無料にして芸術鑑賞の機会を与えるなど、子ども時代にいいものに触れたら一生を決めるような感動を与えることもありますので、何か子ども達が芸術に触れることを書くことはできないか、と思いました。

【部会長】

前日も幾つか修正等があったと思いますが、今の委員のご質問を受けまして、事務局、お願いいたします。

【市担当部局】

まず初めにございましたが、芸術文化協会から要望等をお聞きしておりまして、そのことにつきましては、それぞれ「将来の姿」あるいは「現況と課題」、それから「目指す方向」、「施策の内容」の各項目におきまして、できる限り意向に沿うような形で、前回から訂正を加えております。また、美術館の構想につきましては、現時点での市の方針でございますが、6月の議会でもお示しておりますが、非常に大きな美術館をつくるということになりますと、多額な建築費用あるいは維持費、作品購入、学芸員の確保等、新たな財源的な取組が必要になってきます。これにつきましては、今後の課題として考えてはおりますが、今すぐこの計画の中に載せるというのは難しいということで、先ほど委員もおっしゃいました、公共施設の利活用、例えばまちなかの小さな美術館や、それから既存の文化ホール等を利用して、今までにある美術品の保存や収集、展示など、そういったところに力を入れて進めてまいりたいと思っております。

文化ホールの活用について、3階のスペースが空いていることにつきましては、子ども達に対しては、特に23ページの「第2 芸術文化施設の充実」にあります。地域のまちづくりや活性化を図る中で、子どもも含めたものを考えていきたいと思っております。

【委員】

ありがとうございました。

【部会長】

全体を通しまして、他に何かございますか。

(質疑なし)

【部会長】

ないようでしたら、先ほど私と事務局に一任していただくこと以外につきましては、この未来部会におきます基本計画素案についての協議は終了したいと思います。

本日、委員の皆様からいただきましたご意見、ご指摘をもとに、事務局で基本計画素案を修正した後に、この未来部会の基本計画素案として、次回の審議会全体会がございますが、そこで報告したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【部会長】

ありがとうございます。それでは、修正後の素案を次回の全体会で報告させていただきます。

5 その他

【部会長】

続きまして、次第の5「その他」ということで、事務局から今後の日程についてご説明をお願いいたします。

【事務局】

今ほど部会長からご説明がありましたように、今日の結果を踏まえまして、未来部会の基本計画素案という形で、次回の全体会にお出ししてまいりたいと思っております。

その全体会の日程でございますが、来年の1月下旬に開催をしたいと考えております。現在のところ、審議会の会長と調整しております。1月31日の金曜日に開催するような調整を行っております。次回の全体会については、このような日程で開催したいと思っております。

おりますので、委員の皆様におかれましては大変お忙しいとは存じますが、ご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

6 閉 会

【部会長】

それでは、本日の総合計画審議会第3回未来部会は、これをもって閉じたいと思います。委員の皆様には、長時間にわたりまして熱心にご議論いただきましてありがとうございました。

以上で終了させていただきます。